大分県地方税電子申告システム等

ＡＳＰサービス提供業務　仕様書

令和６年７月

大分県総務部税務課

１　総則

（１）委託業務の名称

 　大分県地方税電子申告システム等ＡＳＰサービス提供業務

（２）目的

大分県（以下、「甲」という。）では、平成１８年１月から、地方税共同機構（以下、「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下、「ｅＬＴＡＸ」という。）を導入し、県税の申告や申請の受付、電子納税の収納事務、国税データの連携業務を行っている。

本業務は、ｅＬＴＡＸの対象税目である申告及び納税のデータ（以下、「電子申告等データ」という。）の受信に係る審査システムの設置、電子申告等データの変換及び転送、国税データの連携及び審査システムの機能改善に伴う導入作業を委託するものである。

（３）委託期間等

委託期間は、契約の日から令和８年１２月２０日までとする。

ＡＳＰサービス提供期間（（５）アに掲げる業務の期間）は、令和６年１２月８日から令和８年１２月２０日とする。ただし、令和３年８月２日付けで締結した本業務委託契約を受注した事業者が本業務を引き続き受注することとなった場合は、令和６年１２月２１日から令和８年１２月２０日とする。

なお、委託金額はＡＳＰサービス提供期間に応じて生ずるものとする。

（４）乙の要件

情報の機密性が高いことから、機構の定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」（平成３１年４月１日地税機要綱第５号）によるセキュリティ基準に適合すると認められ、認定委託先として登録されている事業者（以下、認定委託先事業者という。）でなければならない。

（５）業務の概要

以下の業務を行うこととし、詳細については「３　ＡＳＰサービスの詳細」によるものとする。

ア　ＡＳＰサービスの提供及び技術的支援

機構が運営するｅＬＴＡＸポータルセンタと連携し、ＬＧＷＡＮ回線を利用して甲が設置する審査システム等操作端末と、受託者（以下、「乙」という。）が運営するインターネットデータサービスセンタ（以下、「データセンタ」という。）内に乙が設置する審査システム等のサーバに接続して、電子申請による利用届出の審査、電子申告データ等の審査及び国税連携データの受信、並びに当該データの保管及び電子申告等データの基幹連携機能によるデータ変換、データ連携等、ＡＳＰ方式によるコンピュータサービスを提供する。

加えて、令和８年に予定されている第５期ｅＬＴＡＸポータル更改において、認定委託先事業者が提供することとなる業務範囲については同サービスを提供する。

また、当該サービスに関する技術的支援を行う。

　イ　導入作業

　　　前記アのサービスを提供するための導入作業を実施する。

（６）成果品

乙は、例月の成果品１部を納品する。

なお、成果品の詳細については、落札決定後に別途指示する。

２　審査システム等要件

（１）システム機能要件

機構が定める審査システム及び国税連携システムに関する仕様書の機能並びに地方税共通納税システムの仕様書の機能を満たすこと。

（２）性能要件

ア　本番環境と別に、試験環境を備えていること。

イ　将来的に容量が不足した場合の機器の増設、機能の追加や変更が容易であること。

ウ　震災等が発生した際のデータ等のバックアップ対策が十分であること。

（３）機器要件

ア　審査システムに関しては、機構が定める「委託利用型審査システムハードウェア／ソフトウェア調達仕様書」に示す構成に準拠し、同等以上の処理能力を有すること。

イ　国税連携システムに関しては、機構が定める「国税連携システムに係る仕様書」に示す構成に準拠し、同等以上の処理能力を有すること。

ウ　地方税共通納税システムに関しては、機構が定める「地方税共通納税システムに係る仕様書」に示す構成に準拠し、同等以上の処理能力を有すること。

３　ＡＳＰサービスの詳細

（１）提供サービスの内容

ア　乙は甲に対して、次に掲げるｅＬＴＡＸのシステムに係るＡＳＰサービスを提供する。

（ア）審査システム

（イ）電子申請・届出システム

（ウ）国税連携システム

（エ）地方税共通納税システム

（オ）電子申告等データの基幹連携機能

イ　乙は甲に対して、３（１）アのサービスに係る技術的支援を行う。

ウ　乙は、前記アのサービスを提供するための導入作業を実施する。

（２）電子申告等データの基幹連携機能

ア　前記（１）ア（オ）の基幹連携機能は、次に掲げるデータ加工等をいう。

（ア）審査システムで審査された電子申告データについて、甲が使用している税基幹業務システムのインタフェイス仕様に合わせたデータ変換等を行うこと。

（イ）甲が運用する税基幹業務システムの仕様及びデータ形式は次のとおり。

【税基幹業務システムの仕様】

メーカー 　富士通

機種名　 　ＰＲＩＭＥＱＵＥＳＴ　３４００Ｅ２

ＯＳ　　　　ＯＳⅣ／ＸＳＰ

　　 　 【税基幹業務システムのインタフェイス仕様】

　　　　　データの形式　　　固定長レコード、テキスト形式

　　　　　暗号化の有無　　　無

文字コード　　　　ＡＮＫコード：ＥＢＣＤＩＣ

 　　　　　　　　漢字コード　：ＪＥＦコード

 　　　　　　　　（ＪＩＳ第１,２水準、ＪＥＦ拡張漢字、ＪＥＦ拡張非漢字）

（ウ）税基幹業務システムに取り込める状態に変換した電子申告等データは、乙側のシステムとの連

携を行うために甲が別途整備するサーバ（以下、「転送中継サーバ」という。）に置くこと。

　　イ　基幹連携データの種類

　　　　電子申告等データのうち、基幹連携を行う税目は次のとおり。

　　（ア）電子申告データ

　　　　法人三税、県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割

　　（イ）共通納税データ（納付情報ファイル及び納付情報管理ファイル）

　　　　全税目

ウ　乙は、前記（１）ア（オ）の基幹連携機能を乙側のシステム内に構築すること。

詳細については、資料１「審査システムと税基幹業務システムの連携イメージ」を参照すること。

（３）税基幹業務システムとの連携等

ア　甲は、乙から電子申告等データを受信し、税基幹業務システムに転送するために、大分県庁舎本館５階の税務課分室内に転送中継サーバ１台を設置する。転送中継サーバの環境は、下記のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 形状・仕様等 |
| ＣＰＵ | Intel Xeon プロセッサーE-2334(3.40GHz.4c/8T.8MB.3200MHz.8GT/s.65W) |
| メモリ | 128GB  |
| 内蔵ハードディスク | 600GB、データ転送速度：SAS 12Gbps、RAIDレベル：1（2台） |
| ＯＳ | Windows Server 2019 Standard（64bit） |
| 導入ソフトウェア | System walker Operation Manager Standard Edition ﾌﾟﾛｾｯｻﾗｲｾﾝｽV17（富士通製）Link express Standard Edition 5.0（富士通製）Power Chute Business Edition v10.0（APC製）Server View Suite DVD(Tools)&ドキュメント（富士通製）ウイルスバスター |

イ　乙は、次の点に留意し、乙側のシステムの構築及び電子申告等データの転送中継サーバとの連携を行うこと。

なお、業務遂行の際は、資料２「ネットワーク構成図」を参照すること。

（ア）税基幹業務システムと転送中継サーバとのデータ連携は 甲にて行うこととする。

（イ）乙は、乙側のシステムと転送中継サーバとのデータ連携を行うためのソフトウェア（以下、「連

携ソフト」という。）を準備すること。

（ウ）連携ソフトが利用する通信プロトコルは、ＨＴＴＰまたはＨＴＴＰＳとすること。

乙側のシステムと転送中継サーバのファイルの送受信において、上記以外の独自プロトコルについては認めない。

（エ）連携ソフトの転送中継サーバへの導入及び試験等は乙が行うこととする。

（４）サービス提供に関する留意事項

ア　納税者へのサービス提供時間

前記（１）アのサービスのうち、納税者が利用するサービスに関する部分については、特段の事情がある場合を除き、機構が定めるｅＬＴＡＸサービスの利用時間を遵守すること。

イ　ユーザＩＤ／パスワード

（ア）甲は、サービスの利用開始時期又はパスワードの定期的な変更時期の一定期間前までに、乙に

対し、サービスの利用者に関する情報を提供し、乙は、当該情報に基づきシステムへの登録を行い、サービスの利用開始時期又はパスワードの定期的な変更時期までに、甲に対し、ユーザＩＤ及びパスワードを提供すること。

（イ）パスワードは定期的に変更するものとし、変更時期については、本業務の契約締結後に、甲乙

協議のうえ定めること。

（ウ）パスワードの定期的な変更時期とは別に、甲の組織変更や人事異動等により、ユーザＩＤ及び

パスワードを変更する必要が生じた場合は、乙は、甲からの情報に基づき速やかに変更措置を講じること。

ウ　バージョンアップ等

乙は、機構がシステムのバージョンアップを行う場合には、機構の指示に基づき甲と協議のうえ必要な作業を実施すること。

エ　運用業務スケジュールの調整

（ア）甲は、処理月の２週間前までに審査運用業務のスケジュールを乙に報告すること。

（イ）乙は、前記（ア）の報告内容について、サービスの提供上、支障があると認められる場合には、

直ちに甲に連絡することとし、甲乙協議のうえ調整すること。

（ウ）乙は、サービスの提供上、必要があると認められる場合には、前記（ア）の報告時期前に甲に

連絡し、審査運用業務のスケジュールを調整すること。

オ　データ管理

（ア）乙は、データセンタ内のサーバに、原則として審査システムに関するデータを１０年度分、国税連携システムに関するデータを２年度分保管すること。

　　　やむを得ない事情により上記により難い場合は、甲乙協議のうえ調整すること。

また、乙は国税連携システムに関する２年度分以前のデータについて、１年度に一度、甲の指定するセキュアな手段により甲に納品すること。

（イ）乙は、サーバに格納されたデータを記録媒体等に移す場合には、事前に甲に連絡し、甲の承認

を受けること。

（ウ）乙は、データの管理について、善良なる管理者の注意をもって行うこと。

カ　事故等の報告

乙は、本業務の遂行に支障がある事故の発生を知ったときは、速やかに必要な処置を行い、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に示し、承認を受けること。

キ　要員の配置

乙は、導入作業及びサービス提供時において、ｅＬＴＡＸに精通し、十分な技術力と経験を有する職員を配置すること。

ク　操作端末の配置

審査システム等の操作端末は次の配置とする。

ただし、甲の組織再編等により変更の必要がある場合、追加配置が可能な場合及び機構から別途端末の配備がある場合は、甲乙協議のうえ配置を決定するものとする。

（ア）審査システム

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 税務課 | 別府 | 大分 | 日田 | 中津 | 合計 |
| ２台 | ３台 | １８台 | ２台 | １台 | ２６台 |

（イ）国税連携システム

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 税務課 | 別府 | 大分 | 日田 | 中津 | 合計 |
| ２台 | ３台 | ５台 | ２台 | １台 | １３台 |

ケ　必要に応じ、税務課職員に対して研修を実施すること。

以上